令和4年第7回教育委員会会議議事録

1 開催日時

令和4年6月29日(水) 午後3時15分~午後4時12分

2 開催場所

教育委員会会議室

3 出席者

教 育 長 菅野 勇次

教育委員 教育長職務代理者 小尾 一彦

委員岩谷 史人委員東みどり委員國安 環

事務局 教育部長 川瀬 吉治

学校教育課長 西田 建司 生涯学習課長 石田 晋一 給食センター所長 鯨岡 健 図書館長 天羽 徹 総務係長 福田 琢也 学校教育係長 酒井 貴範 学校教育推進員 佐藤 充弘

4 議 事

報告第8号 令和4年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について

議案第36号 行政手続きにおける申請書等様式の見直しに係る教育委員会関係規則の整備に関す る規則

議案第37号 行政手続きにおける申請書等様式の見直しに係る教育委員会関係要綱の整備に関す る要綱

議案第38号 幕別町立学校職員の評価結果に対する苦情の申出及びその取扱いに関する要領の一 部を改正する要領

議案第39号 幕別町いじめ防止対策推進委員会調査委員の委嘱について

議案第40号 幕別町小中一貫教育・CS推進連絡会議委員の委嘱について

議案第41号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について

5 議事概要 次のとおり

菅野教育長 ただ今から、第7回教育委員会会議を開会いたします。 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。 日程第1、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日限りとすることにご 異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、会期は、本日1日限りと決しました。

次に、日程第2、会議録署名委員の指名についてであります。本日の会議録署名委員に、 2番東委員、4番小尾委員を指名いたします。

次に、日程第3、前回会議録の承認でありますが、第6回教育委員会会議について別紙会議録のとおりでご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、第6回教育委員会会議録を承認いたします。

次に、日程第4、事務報告についてお願いいたします。

教育部長(川瀬 吉治) 事務報告は2点であります。お手元に配付の資料をご覧ください。新型コロナウイルス感染症の感染状況です。今月27日までの集計で14名発症しておりますが、6月16日を最後に発生しておりません。このままの状況が続くことを願うばかりですが、学校現場には引き続き感染防止に取り組んでいただいております。

次に2点目です。令和4年町議会定例会での一般質問についてご説明申しあげます。お手元に配付の資料をご覧ください。

令和4年第2回町議会定例会が、6月9日から6月24日までの会期で開催され、6月20日、21日の2日間にわたり、一般質問がありました。一般質問は11名の議員から質問があり、教育委員会関係分として、8名の議員から質問がありましたので、内容について要点のみご説明いたします。4ページをお開きください。

通告順1番 内山議員からの質問事項は、「持続可能な地域農業の振興と給食での有機農産物の活用を」であり、「(3)農業政策として、学校教育での有機農産物のさらなる活用を」に答弁しております。7ページをお開きください。下段、従いましてからになりますが、「従いまして、学校給食においては、価格差を保護者が負担してでも、子どもたちに有機農産物を食べさせたいという機運の高まりが重要と考えておりますことから、まずは消費者理解の醸成を図るため、広報紙等をはじめとした有機農産物のPRのほか、未来を担う子どもたちに、食育等の授業を通じ、環境に配慮した農業への理解を深めるなどの活動を、有機農業に取り組む農業者をはじめ教育委員会とも連携しながら、進めてまいりたいと考えております。」と答弁しております。8ページをお開きください。

通告順2番、酒井議員からの質問事項は、「どの子にも、安全でおいしく、楽しい給食を」 であり、「(1)アレルギー対応について」に答弁しております。 9ページ 9 行目から食物ア レルギー対策としては、「国内で表示が義務付けられている特定原材料7品目」と「表示が 推奨されている特定原材料に準じる21品目 の原材料を含まないアレルゲンフリー食材や「乳、 卵、小麦」を持ち込まない専用工場で製造された食材など食物アレルギーに対応した食材を 選定し使用しております。と答弁しております。10ページ「(2)ゆったりと楽しめる、より安 全安心で豊かな給食を」には、給食の内容に、児童生徒や保護者の声をどう反映させている か、安心安全な食材の使用について答弁しております。11ページ「(3)食育について」では、 栄養教諭の活動内容や配置基準について答弁し、「学校に1人専任の栄養教諭の配置を」に ついては、12ページになりますが、3行目「栄養教諭については、総合的な学習、家庭科、 道徳など、限られた時数の中での食育指導を行っていることや、給食の献立作成などの給食 管理を行う上で、教職員定数配置基準に基づき適正に配置されていると考えておりますので、 今後も引き続き、3人の栄養教諭により、子どもたちに対する食育の推進に努めてまいりま す。」と答弁しております。12ページの(4)にあります、食材費高騰により、必要な栄養 の提供と保護者の負担軽減を、に対しましては、下から3行目「学校給食費につきましては、 現段階では改定による保護者負担を求める考えはなく、食材の選定や献立の工夫により、こ

れまでどおりの量や栄養バランスを保持した学校給食を提供できるよう努めてまいりたいと 考えております。」と答弁しております。13ページをご覧ください。

通告順3番 野原議員からの質問事項は、「平和非核宣言の町としての取組の中で」であり、学校教育のなかで平和首長会議が主催する「平和なまち絵画展」への学校教育の中で応募について質問がありました。14ページをお開きください。

14ページからは、学校教育の中での平和教育の取組について説明し、16ページをお開きください。16ページの2行目「ご質問の子どもたちによる平和なまち絵画展については、学校における限られた学習時間の中で実施することは難しいと考えておりますが、今後も引き続き、戦争の残した教訓や平和の大切さについて理解が深められるよう、平和教育の充実に努めてまいります。」と答弁しております。17ページをご覧ください。

通告順5番 小田議員からの質問事項は、「オリンピアンのまちとしての地方創生の在り 方について」であり、「オリンピアンのまちとしてオリンピック・パラリンピック精神に基 づいた取り組みは」には19ページになりますが、7行目の「後半部分今後におきましては」 からになりますが「今後におきましても、スポーツを通して心身ともに調和のとれた人間を 育む観点から、本町出身のオリンピアンが学校を訪問する「オリンピアン学校訪問事業」に 取り組むなど、児童・生徒とのふれあいや交流を図る機会を創出してまいりたいと考えてお ります。」と答弁しております。(2)交流人口の拡大に向けた取り組みは」には、下から4 行目「今後におきましても」からになりますが、「今後におきましても、幕別町スポーツ合 宿誘致実行委員会などと連携を図りながら、本町スポーツ施設の優位性や温泉などの観光資 源をPRするなど、継続したスポーツ合宿や大会誘致を進めるとともに、官民連携による歓 迎ムードの創出や地域に密着した交流活動等を通じて、スポーツ交流人口の拡大に取り組ん でまいります。」と答弁しております。「(3)農業をはじめとした産業界との連携によるス ポーツツーリズムやスポーツコミッションに向けた動きは」には、スポーツツーリズムにつ きましては、20ページに現在まで本町が取り組んだ「プラス8プロジェクト」「サイクリン グのナショナルサイクルルート トプチ400」を生かす本町の取組を。スポーツコミッシ ョンにつきましては、21ページ中段の今後のスポーツコミッションのからになりますが、「今 後のスポーツコミッションの取組については、幕別町スポーツ合宿誘致実行委員会や町内の 総合型地域スポーツクラブ、体育団体、商工会、観光物産協会などからご意見をいただきな がら、その可能性について研究してまいりたいと考えております。」と答弁しております。 (4)学校教育の連携はですが22ページになります。1行目「現在の」からになりますが、「現 在の学校体育授業支援事業やコミュニティ・スクールなどのほか、部活動改革に伴う地域人 材活用や、日本体育大学との連携事業である「幕別町産農産物を使用したアスリート向けレ シピ開発」の学校給食への活用など、「アスリートと創るオリンピアンの町創生事業」と学 校教育が、どのように、何が連携できるのかなど、今後さらに研究してまいりたいと考えて おります。」と答弁しております。23ページをご覧ください。

通告順8番 谷口議員からの質問事項は、「旭川での女子中学生いじめ問題を重く受け止めて」であり、「いじめ重大事案となる可能性のあったいじめ認知件数は」では24ページをお開きください。24ページ下から4行目これまでは、いじめ防止対策推進法に規定する、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」や、「いじめにより相当の期間、学校を休むことを余儀なくされている疑いがある」と認められる重大事態の発生はありませんでしたが、全てのケースが重大事態の発生につながる可能性があるものと捉え、いじめの積極的な認知とその解消に努めているところであります。」と答弁しており、25ページになりますが、「いじめ防止対策推進委員会委員」「いじめ防止対策推進委員会調査委員」のそれぞれの選定基準を答弁しいじめに対する対応方針を26ページ中段のとおり「この基本方針により、いじめへの対応につきましては、学校や教育委員会にいじめと思われる情報が入ったと

きは、少し様子を見るといった対応をとることなく、直ちに関係する児童生徒との面談による実態の調査を行っております。」と答弁しております。27ページご覧ください。

通告順9番 荒議員からの質問事項は、「少人数学級の実現できめ細やかな教育環境を」であり、町独自で少人数学級の拡大との質問で、28ページ下段の「しかしながら」からになりますが「しかしながら、町独自で少人数学級の配置を行うことにつきましては、教員の独自採用や教室の確保等の課題もあり、現時点では実施は難しいことから、特別支援教育支援員の配置など、本町独自の支援策により児童生徒へのきめ細かな対応に努めてまいりたいと考えております。」と答弁しております。32ページをお開きください。

通告順10番 岡本議員の質問事項は、近年の選挙投票率の低下と若者の選挙離れについて、と小中学校の施設整備についてのふたつでありました。選挙に関しては、36ページになりますが、教育現場での主権者教育の取組の在り方について、質問があり、中段では小学校、中学校での教科の主権者教育を説明し、下から4行目の「今後も引き続き」からになりますが、「小中学校における主権者教育につきましては、学習指導要領に基づき、教育課程の中で指導を行ってまいりますが、政治や社会などに係る諸課題に関心を持ち追究する中で、主権者として必要な資質・能力を、各発達段階における学びを通じて、育んでいくよう努めてまいります。」と答弁しております。37ページでは、小中学校の施設整備につきましては、「幕別町学校施設の長寿命化計画」に基づく改修について答弁し、38ページでは、脱炭素化に向けた施設整備について、下から3行目「教育委員会といたしましては」からになりますが今後、町の行政事務事業も含めた町全体の脱炭素化の方向性等について検討される中で、教育施設の整備等についても議論してまいりたいと考えております。」と答弁しております。次に、41ページをご覧ください。

通告順11番 中橋議員の質問事項は、「物価高騰化から暮らしと地域経済を守る取り組みを」であり、42ページをお開きください。(2)家計に与える影響調査と支援策を特に生活困窮者は従来の枠組みにとらわれずひとり親家庭、失業者、学生、少額の年金受給者、生活保護世帯など対象を広げた支援を」との質問で下から2行目「また、」からになりますが「また、支援につきましては、燃油高騰対策など国が責任を持って実施すべきものと考えておりますが、町が支援するとしたならば、最も大きな影響を受ける、いわゆる弱者支援に重点を置いた対策を講じるべきものと考えております。」と答弁しております。説明については以上です。

菅野教育長 事務報告につきまして、何か質疑等はございませんか。

(ありません。)

菅野教育長 質疑がないようですので、次に議件に入ります。

日程第5、報告第8号、令和4年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について、説明を 求めます。

教育部長(川瀬 吉治) 報告第8号、令和4年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について、 ご説明を申し上げます。議案書は1ページになります。

補正予算の内容につきましては、5月25日に開催いたしました第6回教育委員会で説明した要求内容のとおりでありますので、要求額から変更があった部分のみ説明いたします。5項 社会教育費、7目 図書館管理費は、図書館蔵書整備事業と図書館維持管理事業は故岡田和夫氏の寄付により蔵書と書架の購入費185万1千円を要望しておりましたが、補正額は0円となっており、令和5年度当初予算に向けて提出予定としております。6項 保健体育費2目 体育施設費の町民プール維持管理事業は、集合煙突の2本の修繕費であり、端数整理により3千円の減額となりました。議案2ページになりますが、2款 総務費 1項 総務管理費22目 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業は、図書館での新型コロナ対策も需用費及び備品購入でありましたが、第3回町議会臨時会に一括して提案する予定となったことに伴って補正額が0円となっております。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

菅野教育長 質疑なしと認めます。報告第8号つきましては、報告のとおりといたします。

次に、日程第6、議案第36号、行政手続きにおける申請書等様式の見直しに係る教育委員会関係規則の整備に関する規則について、から、日程第8、議案第38号、幕別町立学校職員の評価結果に対する苦情の申出及びその取扱いに関する要領の一部を改正する要領について、までは関連がありますので、一括して説明を求めます。

学校教育課長(西田 建司) 議案第36号、行政手続きにおける申請書等様式の見直しに係る教育委員会関係規則の整備に関する規則、議案第37号、行政手続きにおける申請書等様式の見直しに係る教育委員会関係要綱の整備に関する規則、議案第38号、幕別町立学校職員の評価結果に対する苦情の申出及びその取扱いに関する要領の一部を改正する要領について、一括して提案理由をご説明申しあげます。議案書は3ページから、議案説明資料については、議案第36号から第38号説明資料までの3部になります。

はじめに、制定趣旨でありますが、国は、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、また、デジタル時代を見据えたデジタルガバメントの実現のため、その障壁となっている書面主義、押印原則、対面主義の見直しに取り組んでおり、国において民間から提出される申請書等の押印については、全体の99.4%において廃止又は廃止の方向となり、特に認印については全て廃止される見込みとなりました。この押印の見直しについては、行政のデジタル化に対応するためだけではなく、行政手続の簡素化という側面もあり、以て町民の利便性の向上につながることから、本町においても国が提示したマニュアルに基づき、同様の見直しを行い、併せて、社会の多様性に配慮し、申請書等の年号や性別に関する記載についても見直しを行うこととなりました。本教育委員会としましては、企画総務部総務課から、令和3年12月10日付けの通知において示された、「行政手続きにおける申請書等様式の見直しに関する指針」に基づき、教育委員会各部署において申請書等様式の改正の必要性を精査しておりました。今回、精査の結果を踏まえ申請書等への押印を義務付けている関係規則等について、「押印」、「年号に関する記載」、「性別に関する記載」の3つの見直しを行うべく、議案第36号では関係規則を、議案第37号では関係要綱を、議案第38号ではひとつの要領について、本整備規則等において所要の改正を行うものであります。

次に、「行政手続きにおける申請書等様式の見直しに関する指針」に基づく、見直し内容 を説明いたします。

見直しの一つ目の「押印の見直し」につきましては、まず実印等の押印が必要なもの、記名押印が義務付けられている契約書、またそれに基づく見積書、請求書、領収書、さらに法令などにより押印が義務付けられているものなどは、「押印を求めるもの」とし、それ以外を押印不要とするものです。また、補助金関係書類、手当支給申請書など金銭等の給付をともなう申請、法令などにより署名が義務付けられているものなど、本人の意志による申請であることを署名により担保する必要性があるものなどは、「署名を求めるもの」としますが、本人が手書きしない場合は記名押印をお願いすることとするものです。

二つ目の「年号の記載の見直し」については、和暦に馴染のない者からの申請及び電子申請等に配慮し、法令などで定められているものを除き、今後は元号を省略して、和暦、西暦のどちらかを記載することができるようにするものであります。

三つ目の「性別の記載の見直し」については、多様な性のあり方に配慮し、今後は、統計などの法的に義務付けられたものや事務上必要とするものを除き、原則、廃止するものであります。今回の全ての改正は、以上の3つの見直しの内容になります。

それでは、具体的な改正の内容につきまして説明いたします。

はじめに、議案書の3ページ、議案第36号、行政手続きにおける申請書等様式の見直しに 係る教育委員会関係規則の整備に関する規則であります。議案説明資料は、議案第36号説明 資料をご覧ください。ここで、本来であれば、議案説明資料の「新旧対照表」をご覧にいただきながら、改正内容を説明するのですが、議案の「改め文」の方が確認しやすいため、例えとして、ひとつの改正例をご覧いただきたいと思います。議案第36号説明資料の12ページをご覧ください。第6条関係の「幕別町文化表彰規則の一部改正」になりますが、様式第1号で「幕別町文化賞等表彰候補者推せん書」を定めております。左側の現行規則のうち、下線で示しているように「推薦者」欄の「印」と、その下段の「生年月日」欄の「男・女」の記載につきまして、右側の改正規則のとおり、改正により、「削る」ものであります。以上、ひとつの改正例をご覧いただきましたが、他の改正も同様の記載内容で記載しております。

それでは、議案で、順番に説明させていただきたいと思いますので、議案書の3ページを ご覧ください。

整備規則第1条「幕別町立小、中学校通学区域規則の一部改正」は、区域外通学許可に係る申請書の押印を不要とし、署名を求めるとするものです。

第2条「幕別町立学校施設の使用に関する規則の一部改正」は、学校施設の使用許可に係る申請書の押印を不要とし、署名を求めるとするものです。

第3条「幕別町教職員住宅管理規則の一部改正」は、教職員住宅入居に係る申込書の押印 を不要とするものです。

第4条「幕別町立幼稚園規則の一部改正」は、延長保育利用に係る申請書の押印を不要と し、署名を求めるとするものです。

第5条「幕別町修学支援資金支給規則の一部改正」は、修学支援資金受給に係る申請書の 押印を不要とし、年号に関する記載を削除するものです。

第6条「幕別町文化表彰規則の一部改正」は、議案書の4ページになりますが、文化賞等表彰候補に係る推せん書の押印を不要とし、性別に関する記載を削除するものです。

第7条「幕別町ふるさと館管理規則の一部改正」は、幕別町ふるさと館入館に係る入館料減免申請書の押印を不要とするものです。

第8条「幕別町ナウマン象記念館条例施行規則の一部改正」は、幕別町忠類ナウマン象記 念館入館に係る入館料減免申請書の押印を不要とするものです。

第9条「幕別町文化財保護条例施行規則の一部改正」は、指定文化財指定に係る申請書の 押印を不要とし、署名を求めるとするものです。

第10条「幕別町スポーツ表彰規則の一部改正」は、スポーツ賞等表彰に係る候補者推せん 書の押印を不要とし、性別に関する記載を削除するものです。

第11条「幕別町立小、中学校の施設の開放に関する規則の一部改正」では、学校開放に係る使用承認申請書の押印を不要とするものであります。附則についてであります。この規則は、公布の日から施行する、とするものであります。

続いて、議案書の6ページ、議案第37号 行政手続きにおける申請書等様式の見直しに係る教育委員会関係要綱の整備に関する要綱であります。議案説明資料は、議案第37号説明資料をご覧ください。こちらも、議案の「改め文」の方が確認しやすいため、引き続き、議案で説明させていただきます。

整備要綱第1条「幕別町立学校における教職員組合掲示板の設置要綱の一部改正」は、教職員組合掲示板の設置(使用)に係る申請書の押印を不要とするものです。

第2条「言語障害通級指導教室運用要綱の一部改正」は、言語障害通級指導に係る各種申請書等の押印を不要とし、性別に関する記載を削除するものです。

第3条「幕別町通級児童生徒交通費助成要綱の一部改正」は、通級指導教室への通級に要する交通費助成申請の押印を不要とし、署名を求めるとするものです。

第4条「幕別町就学援助運用要綱の一部改正」は、就学援助費受給に係る申請書の押印を 不要とし、署名を求めるとするものです。また、年号に関する記載を削除するものです。 第5条「全国、全道文化・スポーツ大会参加助成要綱の一部改正」は、全国、全道文化・スポーツ大会参加助成金交付申請、参加負担金交付申請及び大会参加実績報告の押印を不要とし、署名を求めるとするものです。

第6条「幕別町中学生海外研修派遣事業要綱の一部改正」は、中学生海外研修派遣事業扶助費に係る交付申請書の押印を不要とし、署名を求めるとするものです。

第7条「幕別町国際交流ホストファミリー助成事業要綱の一部改正」は、国際交流ホストファミリー助成金に係る交付申請及び実績報告書の押印を不要とし、署名を求めるとするものです。

第8条「幕別町高校生海外留学補助金交付要綱の一部改正」は、高校生海外留学補助金に 係る交付申請書、海外留学生推薦書、交付決定通知書及び終了報告書の押印を不要とし、署 名を求めるとするものです。また、年号に関する記載を削除するものです。

第9条「幕別町郷土文化研究員要綱の一部改正」は、身分証明書再交付願の押印を不要とし、署名を求めるとするものです。附則についてであります。議案書の8ページをお開きください。この要綱は、公布の日から施行する、とするものであります。

続いて、議案書の9ページ、議案第38号、幕別町立学校職員の評価結果に対する苦情の申出及びその取扱いに関する要領の一部を改正する要領であります。議案説明資料は、議案第38号説明資料をご覧ください。こちらも、議案の「改め文」の方が確認しやすいため、引き続き、議案で説明させていただきます。この要領において定める申出書等の一部、様式第1号と様式第2号の押印を不要とするものであります。附則についてであります。この要領は、公布の日から施行する、とするものであります。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより議案第36号から議案第38号まで、一括して質疑をお 受けいたします。

(ありません。)

菅野教育長 ないようですので、質疑なしと認めます。

次に、お諮りいたします。はじめに、議案第36号について原案のとおり可決することに、 ご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第36号については原案どおり可決いたしました。

続いて、お諮りいたします。議案第37号について原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第37号については原案どおり可決いたしました。

続いて、お諮りいたします。議案第38号について原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第38号については原案どおり可決いたしました。

次に、日程第9、議案第39号、幕別町いじめ防止対策推進委員会調査委員の委嘱について、 説明を求めます。

学校教育課長(西田 建司) 議案第39号、幕別町いじめ防止対策推進委員会調査委員の委嘱についてご説明申し上げます。議案書10ページをお開きください。

幕別町いじめ防止対策推進委員会調査委員につきましては、幕別町いじめ防止対策推進委員会条例第2条の規定に基づく、いじめ防止対策推進委員会の所掌事項である「小中学校のいじめの防止等の対策を実効的に行うための調査研究及び審議」並びに「小中学校におけるいじめの事案について、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」などを行うため、同条例第7条の規定に基づき、学識経験者、その他教育委員会が適当と認める者のうちから、

教育委員会が委嘱することとなっております。議案に記載のとおり、幕別小学校、校長の渡 會崇善氏、幕別小学校、教頭の藤川淳氏、幕別小学校、教諭の小椋春香氏、糠内小学校、教 諭の今井大介氏、途別小学校、教諭の岡田史織氏、忠類小学校、教諭の越後虹香氏、札内東 中学校、教諭の小谷和樹氏の7人であります。いずれも、学識経験者でありますが、校長先 生、教頭先生の選出にあたりましては、それぞれ校長会、教頭会からの推薦であります。ま た、教諭等の5人につきましても、各中学校ブロックから推薦をいただいたものであります。 なお、任期は、特に定めはないことから、毎年、委嘱をしているものですが、今年度の調査 委員の任期は、令和4年6月29日から令和5年3月31日までであります。以上で説明を終わ らせていただきます。よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

- **菅野教育長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。
- 岩谷委員 任期が、6月29日から翌年3月31日ということで、約3か月間に渡り空白の期間が出来ますが、もし仮にその間にいじめの事案が発生した際の調査委員会の対応というのは、どのようにお考えになられているのでしょうか。
- 学校教育課長(西田 建司) 任期は6月からということなんですけれども、岩谷委員からお話ありましたように、そういった事態が発生し、調査を行う場合については、速やかに教育委員会会議に諮り、委嘱させていただくことになるかと思います。その前にもちろん、学校にも対策組織、さらに教育委員会といたしましても、いじめ防止対策推進委員会がございますので、そちらの方で調査も行いつつ、さらに調査が必要な場合にこちらの調査員で調査を行うということになっております。あとは、もちろんその学校の事案ということで対応する場合については、他の教職員が適切な場合もあることから、その時はさらに委嘱をさせていただくことになると考えております。
- 菅野教育長 他にございませんか。

(ありません。)

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第39号につきましては、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

- **菅野教育長** 異議なしと認め、議案第39号につきましては原案どおり可決いたしました。
 - 次に、日程第10、議案第40号、幕別町小中一貫教育・CS推進連絡会議委員の委嘱について、説明を求めます。
- 学校教育課長(西田 建司) 議案第40号、幕別町小中一貫教育・CS推進連絡会議委員の委嘱 について、ご説明申し上げます。議案書11ページになります。

幕別町小中一貫教育・CS推進連絡会議につきましては、幕別町附属機関設置条例に基づき、設置されておりますが、幕別町小中一貫教育・CS推進連絡会議設置要綱第1条の規定のとおり、各学園の運営協議会間の情報共有や取組格差を少なくし、各学園の運営協議会の推進と円滑な運営を目的として設置しております。所掌事務につきましては、条例別表のとおり、小中一貫教育を含む学校教育等についての審議となっておりますが、具体的には、要綱第2条の規定のとおり、「学校教育等に関する方針及び施策に関する事項」、「小中一貫教育に関する事項」並びに「学校運営協議会の実施に関する事項」の情報伝達及び共有、連絡調整を行うこととなっております。委員につきましては、条例別表及び、要綱第3条の規定に基づき、各学園の学園長及び幼稚園長、各学園の学校運営協議会の会長、小中学校及び幼稚園の小中一貫コーディネータ各1名、町PTA連合会代表2名、その他教育長が必要と認める者のうちから、条例第4条の規定に基づき、教育委員会が委嘱することとなっております。

議案に記載のとおり、まず、各学園の学園長になります。まくべつ学園の橋本靖宏氏、糠内学園の田中幹也氏、さつない学園の久保睦則氏、札内東学園の大石浩之氏、ちゅうるい学園の白井将之氏、わかば幼稚園の井口観慈氏。

次に、各学園の協議会会長になります。まくべつ学園の森廣幸氏、糠内学園の平野道大氏、 さつない学園の岡田義行氏、札内東学園の堀川貴庸氏、ちゅうるい学園の加藤茂樹氏、わか ば幼稚園の斉藤博氏。

続いて、各小中学校及び幼稚園の小中一貫コーディネータになります。幕別小学校、教諭の杉澤諭氏、糠内小学校、教諭の細川美穂子氏、古舞小学校、教諭の遠藤千里氏、明倫小学校、教諭の植村顕氏、途別小学校、教諭の額田智美氏、白人小学校、教諭の笹原和美氏、議案書12ページになりますが、札内南小学校、教諭の金谷智晧氏、札内北小学校、教諭の青木克磨氏、忠類小学校、教諭の松井孝之氏、幕別中学校、教諭の遠藤康代氏、糠内中学校、教諭の北岡雅樹氏、札内中学校、教諭の板垣洋和氏、札内東中学校、教諭の有岡希氏、忠類中学校、教諭の石山敬史氏、わかば幼稚園、教諭の植松由貴氏。

続いて、幕別町PTA連合会の代表になります。会長の居川修氏、事務局長の小野稔之氏、 以上の合計29人であります。なお、任期は1年でありますが、令和4年6月29日から令和5年3月31日までであります。以上で説明を終わらせていただきます。よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

- 岩谷委員 幕別町小中一貫教育・CS推進連絡協議会設置要綱の中の第1条に、運営協議会間の情報共有や取組格差を少なくしとありますけれども、情報共有はとてもいいことなんですが、取組格差を少なくするということが、逆に足枷となって各学園の特色ある活動がしにくくなるのではないかという危惧をずっと前から持っていたんです。せっかくCSの学園制になっているのですから、それぞれの地域、事情に合わせたような取組がどんどん進められていくべきだろうということが1点。そのためには運営協議会そのものが本町におけるコミュニティ・スクールとはどういう取り組みをするんだ、という1本の筋の通ったものを立てていただいて、そこから各学園が枝分かれしていくような構造的なものがとても良いのかなと思っています。
- 学校教育課長(西田 建司) 要綱の第1条での情報共有や取組格差を少なくしとありますが、確かに主になるのが情報共有になろうかと思います。今、岩谷委員がおっしゃったように取組格差を少なくしというのは、確かにそれぞれ特色ある取組というものもあるはずなので、必ずしも皆さんがそれを共有して、絶対やらなければならないということではないと思いますので、むしろマイナス部分のそちらの方を上手に認識しあってなくしていけるようなニュアンスでという風にとっていただければと考えております。また、幕別町での一本筋というのは、こちらの連絡会議ではなく、教育委員会として一本筋は立てているのかなと思っておりますので、それに基づいてそれぞれの学園で特色のある取組をやっていただくということなのでこの連絡の部分については、あくまで情報共有のような、先の部分が主だった役目になっていくのかなと考えております。

菅野教育長 他にございますか。

- **小尾委員** ただいまの説明の中で、情報共有ということで今回29名の方ですけど、この連絡会議 というのは年に何回ほど会議を持たれるのでしょうか。
- 学校教育課長(西田 建司) 年に2回の開催状況となっておりまして、直近でいくと7月11日 月曜日に19時から開催される予定になっております。もちろん距離もございますので、現在 はそれぞれ学園と繋げたリモートの方でやりとりをしている状況であります。
- 菅野教育長 他にございませんか。

(ありません。)

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第40号について、原案のとおり可決 することにご異議ありませんか。

次に、日程第11、議案第41号、要保護・準保護児童生徒に対する就学援助の認定につきましては、幕別町教育委員会会議規則、第15条第1項第1号「公開することにより個人の権利

を侵害する恐れのある事項」のため、「秘密会」といたします。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

- **菅野教育長** 異議なしと認め、「秘密会」といたします。
- 菅野教育長 「秘密会」を解きます。

議案については以上となりますが、この他、皆さんからなにかございませんか。

- 岩谷委員 議会の一般質問答弁書の中にも出ていましたが、給食費の問題についてです。4月の時点で4%の値上がりというような答弁をされておりましたけれども、現時点ですとまだまだ値上がりしているわけで、また更にこれから秋以降も値上がりが予想されています。ますます給食費の食材費が値上がってくるでしょうし、燃料代も上がってくるでしょう。給食費もますます逼迫してくることと思います。それでも給食の質を落とさないでいけるような算段だとか手段であるとか、今の学校給食センターの方で考えておられることはあるのでしょうか。
- 学校給食センター所長(鯨岡 健) 今年度につきましては、給食費は値上げしないという方向でいっておりますけど、単価がこれから上がっていくようなことではあるのですが、なるべく価格の高い食材を、価格の安い食材へシフトしていくだとか、あとは一食当たりの金額が高額にならないような献立を増やしていくようなことを、栄養教諭と相談しながら対応していき、食材料費の節減に努めていきたいと考えているところであります。
- **岩谷委員** 子供たちはとても給食を楽しみにしているのと、やっぱり栄養のバランスを考えて給食はとても大切だと思いますので、とても大変だとは思いますけれども苦労をしていただいて、子供達の給食の質というよりかは、給食を保証するということでご努力をお願いしたいと思います。
- 菅野教育長 他にございませんか。

(ありません。)

菅野教育長 ないようですので、以上をもちまして、本日の日程の全てが終了しましたので、第 7回教育委員会会議を閉じます。